

第5章 廃棄物の適正処理の推進

第1節 廃棄物の適正処理の確保

排出抑制、再使用、再生利用に取り組んだ上で、排出される廃棄物については、適正に処理する必要があります。

一般廃棄物については、市町村が、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における廃棄物を収集、運搬、処分することとされており、産業廃棄物については、事業者が自らの責任において、焼却その他の中間処理、埋立処分等の方法により、適正に処理しなければなりません。

1 廃棄物の適正処理の確保

(1) 一般廃棄物の適正処理の確保

【現状と課題】

ア 在宅医療廃棄物の処理

- ・ 在宅医療に伴って排出される在宅医療廃棄物は一般廃棄物であるため、市町村に処理責任があるとされています。
- ・ 在宅医療廃棄物の中には、感染性のあるもの又は注射針等の鋭利なものが含まれることから、適正な処理体制を確保する必要があります。環境省は、在宅医療廃棄物の適正処理を進めるために「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」を作成しています。

イ 不用家電品等の無料回収

- ・ 一般家庭等から排出される不用家電品等を無料で回収する業者の中には、廃棄物処理法及び家電リサイクル法に抵触する疑いのあるものも見られます。
- ・ 無料回収業者に対しては、国の通知に基づき、適正処理について適切な指導を行うとともに、回収物（廃棄物）を残置したまま撤退することのないよう当該業者に対し、継続的に監視を行う必要があります。
- ・ 排出者（住民等）に対しても、無許可の無料回収業者を利用しないよう、周知を図る必要があります。

表 5-1-1 無料回収業者立入検査状況

調査実施時期	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
箇所数	121	116	85	103

(平成 27 年度 資源循環推進課)

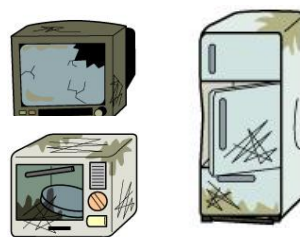
不用家電品・粗大ごみの処分に「無許可」の回収業者を使わないで！

空き地で回収



チラシを配布

不用品・粗大ごみ 何でも回収！



不用品回収は ☎0120-

☆家庭からの廃棄物を回収するには、市町村の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。

しかし、空き地などで見かけることのある不用家電品などの無料回収、配付されるチラシの多くが無許可の違法業者によるものです。

☆無許可の違法業者に出すと、多くが不法投棄や不適正な処理をされ、有害物質の環境への放出などの環境汚染につながってしまいます。

【施策の展開】

ア 在宅医療廃棄物の処理

- ・ 環境省が作成した手引きに沿った取組が行われるよう状況を把握しながら市町村に対して助言等を行います。

イ 不用家電品等の無料回収

- ・ 無料回収業者に対しては、市町村と連携し、合同で無料回収場所の立入検査を行い、違反行為に対する文書指導など適正処理について指導を徹底するとともに、回収場所に回収物（廃棄物）が残置されないよう継続して監視を行います。
- ・ 市町村は、住民に対して市町村が定める方法により不用家電品等を処分するよう啓発に努めるものとします。

<在宅医療廃棄物>

在宅医療廃棄物とは、医師や看護師による訪問診療や、糖尿病患者によるインスリンの自己注射など、家庭での医療行為に伴って排出される廃棄物のことで、注射針や注射筒、ビニールバッグなどが排出されます。

これらは一般廃棄物であるため、市町村に処理責任がありますが、高齢化社会の進行とともに、今後も発生量の増加が見込まれています。

環境省では、在宅医療廃棄物の現段階での最も望ましい処理方法として、(1)注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、医療機関が感染性廃棄物として処理し、(2)ビニールバッグなどの非鋭利なものは、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられるとしており、在宅医療廃棄物の処理に当たっては、市町村は医療機関などの関係者と連携を図りつつ、地域の状況に応じた処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画への位置付けなど必要な手続をとることとしています（平成 17 年 9 月 8 日付け通知）。また、平成 20 年 3 月には、適正な処理体制の構築を進めるため、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」を策定・公表しています。

<太陽光発電設備の処理>

平成 24 年 7 月から実施された再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電設備等の大幅な導入拡大が進み、将来の大量廃棄が想定されます。太陽光発電設備の寿命を 25 年とした場合の排出見込量は、平成 42 年度で約 3 万トン、平成 52 年度で約 80 万トンとされています。これらに対する対応について、環境省において、経済産業省や業界団体等と連携し、「太陽光発電設備の撤去・運搬・処理方法に関するガイドライン」の策定等の検討が始まっています。

(2) 産業廃棄物の適正処理の確保

【現状と課題】

ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

- ・ 排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。
- ・ 産業廃棄物管理票の交付者（排出事業者）は、前年度のマニフェストに係る産業廃棄物管理票交付等状況報告を作成し、県等に提出することとされています。
- ・ 電子マニフェストの報告事業者数は、平成 25 年度においては、1,304 者となっており、前年度から増えているものの、紙マニフェストに比べると少ない状況です。

表 5-1-2 産業廃棄物管理票に関する報告事業者数

(単位：者)

報告事業者数	H24 年度			H25 年度		
	計	長野県	長野市	計	長野県	長野市
紙マニフェスト	6,631	5,389	1,242	7,098	5,739	1,359
電子マニフェスト	1,127	861	266	1,304	998	306

(平成 27 年度 資源循環推進課)

イ 立入検査の実施（立入検査、行政処分）

- ・ 廃棄物の保管・処理状況、廃棄物処理施設の構造・維持管理の状況に関して、立入検査を行っています。
- ・ 市町村職員併任制度により、市町村職員と県職員の合同での立入検査を行っています。
- ・ 不適正処理等を把握した場合には改善指導を行い、悪質な場合には行政処分を行っています。

表 5-1-3 立入検査件数の推移

(単位：件)

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
一般廃棄物処理施設	864	870	823	960	765
産業廃棄物排出事業者	6,469	6,640	6,337	4,710	5,102
産業廃棄物処理業者	3,406	3,167	3,236	3,861	3,451
産業廃棄物処理施設	3,844	3,409	3,449	2,995	2,471
小型焼却炉	208	196	184	183	157
自動車リサイクル法関連業者	518	429	447	533	769
工事発注事業者	15	3	0	15	8
土地所有者等	51	140	89	859	575
計	15,375	14,854	14,565	14,116	13,298

(平成 27 年度 資源循環推進課)

表 5-1-4 行政処分件数の推移

(単位：件)

処分区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
許可取消	6	5	26	4	6
業務停止命令	0	5	4	2	2
使用停止命令	1	3	0	3	0
改善命令	2	6	3	3	2
措置命令	3	3	7	0	4
計	12	22	40	12	14

(平成 27 年度 資源循環推進課)

ウ 産業廃棄物の県外流出・県内流入

- 産業廃棄物の県外流出量と県内流入量を比較すると、県外流出量が上回っています。これは、中間処理やリサイクル等を行う廃棄物処理施設が沿岸部の工業地帯に多いこと等が要因になっていると考えられます。
- 県では、県外からの産業廃棄物の適正な処理を図るため、最終処分を目的として県外から産業廃棄物を県内へ持ち込む場合の事前協議制度を設けています。
- 都道府県別にみると、平成 25 年度の県外流出先は、新潟県が約 12 万 1 千トン、次いで愛知県が約 7 万トンとなっており、県内流入元は群馬県及び山梨県が約 2 万 2 千トンとなっています。

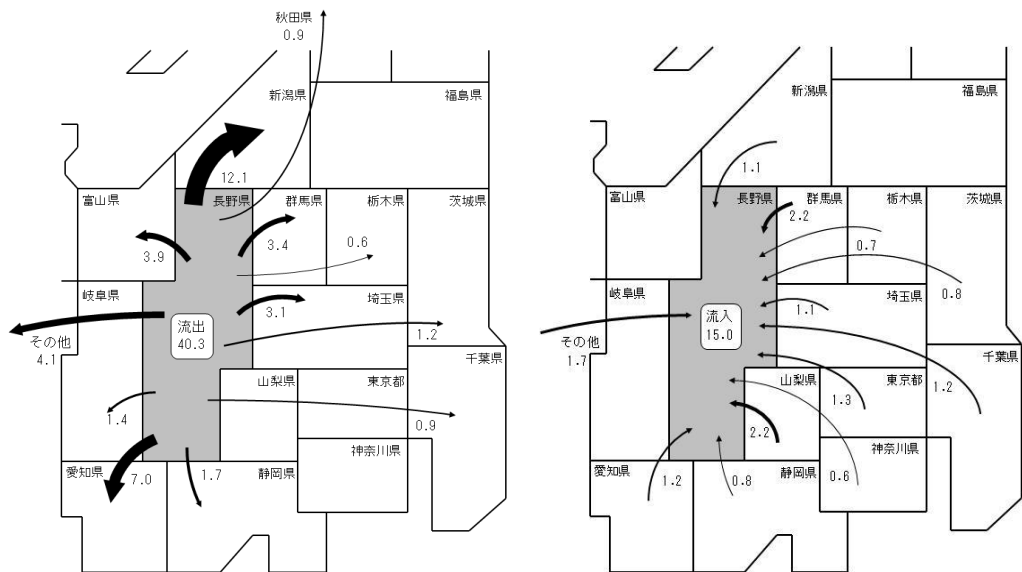


図 5-1-1 都道府県別の県外流出・県内流入量 (万 t) (平成 25 年度)

【施策の展開】

ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

- ・ マニフェスト制度について、講習会、研修会、立入検査等の機会を通じて周知を図り、産業廃棄物の適正処理を徹底します。
- ・ 電子マニフェストについて、講習会、研修会、立入検査等の機会を通じて周知を図り、普及・促進に努めます。

イ 立入検査の実施（立入検査、行政処分）

- ・ 立入検査の計画的、重点的、効率的な実施に努めます。
- ・ 市町村職員併任制度の促進により体制の強化に努めます。
- ・ 立入検査業務を的確に行える専門知識を有した人材の育成のため、研修の強化・充実に努めます。

ウ 産業廃棄物の県外流出・県内流入

- ・ 産業廃棄物の県外への流出状況及び県内への流入状況を把握するとともに、事前協議制度の周知に努めます。

(3) 廃棄物条例による適正処理

【現状と課題】

- ・ 廃棄物の適正な処理を確保し、県民の生活環境を保全することを目的として「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」を制定しています。
- ・ 新たに産業廃棄物処理業許可や処理施設設置許可の申請などをしようとする場合は、事業計画協議により関係住民への説明会等の場を設けることとされています。
- ・ 条例に定める基準等について、各事業者及び県民にその基準を遵守してもらうことが最も重要です。

＜廃棄物条例の概要＞

- 1 廃棄物処理法の規定に加え、産業廃棄物の処理等に関して長野県独自に事業者、県民等の責務を定めています。
- 2 産業廃棄物の処理等に関する以下の基準を定めています。
 - (1)産業廃棄物の保管基準
 - (2)木くず（建設業に係るものに限る。）の保管期間
 - (3)木くずチップ（有価物）の保管期間及び保管基準並びに使用に関する基準
- 3 排出事業者、建設工事の発注者・受注者、土地所有者の講ずべき措置を定めています。
- 4 再生利用業者の指定を受ける場合の手続等を定めています。
- 5 廃棄物の処理施設の周辺地域への配慮を求めています。
- 6 法の許可申請に当たり、地域の合意形成を図るための事業計画協議制度を定めています。

【施策の展開】

- ・ 条例の適切な運用を図り、研修会等の機会を通じて条例の内容について周知を図るとともに、条例に基づく事業計画協議の実施を徹底します。

表 5-1-5 事業者向け条例に関する研修等の実施回数（※産業廃棄物処理技術等研修会）

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施回数	2	2	2

（平成 27 年度 資源循環推進課）

(4) 特定有害産業廃棄物の適正処理

【現状と課題】

ア ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

- ・ 平成 13 年に PCB 廃棄物の適正処理の方法を定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が公布され、国、都道府県等による PCB 廃棄物の処理計画等の策定、保管事業者による都道府県等への届出が義務付けられています。
- ・ 適正な処理施設を確保するため、平成 15 年 5 月に「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」が施行され、中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）により全国 5 か所の広域処理施設で処理が行われています。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処理期限まで 10 年を切っており、早期の処理を促進する必要があります。
- ・ 保有する PCB 廃棄物に加え、現在使用している PCB 製品の状況を確実に把握する必要があります。

<PCBが使用されている電機機器>



トランス（変圧器）



コンデンサ（蓄電器）



安定器

<長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の概要>

県は、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即して、「長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成19年2月に策定しました。（平成27年6月変更）

長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画では、県内に保管されているPCB廃棄物の処理施設及び処理期限を、PCB廃棄物の種類及び含まれるPCBの濃度ごとに、下表のとおり定めました。

表 5-1-6 PCB廃棄物の処理施設及び処理期限

廃棄物の種類		処理施設	処理期限
高濃度 PCB 廃棄物	高圧トランス・コンデンサ等	JESCO北海道	平成35年3月31日
	安定器等・汚染物	PCB処理事業所	平成36年3月31日
低濃度 PCB 廃棄物		無害化処理認定施設等	平成39年3月31日

（平成27年度 資源循環推進課）

表 5-1-7 県内のPCB廃棄物の保管状況（長野市分を含む。）平成26年3月現在

PCB廃棄物の種類	保管量
トランス（柱上トランス以外）、コンデンサ、安定器	96,900 台
柱上トランス	30,311 台
PCB、PCBを含む油	37,131 kg
汚泥等その他の汚染物	1,258,003 kg

（平成27年度 資源循環推進課）

イ 石綿（アスベスト）廃棄物

- ・ 石綿（アスベスト）による健康被害が顕在化する中、建築物の解体等に伴い発生する石綿廃棄物の適正処理が求められています。
- ・ 保管、収集運搬、中間処理、最終処分までの手順、基礎知識等について整理した「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」が環境省から示されており、排出事業者及び処理業者に対して、処理基準等について周知を図っています。
- ・ 県では、石綿廃棄物の適正処理のため、建築所管部局に「アスベスト含有建材使用建築物等解体工事届出書」の提出を求めています。また、吹き付けアスベストの除去作業については、環境所管部局への大気汚染防止法に基づく届出書の提出を受け、担当者が立ち会うこととしています。

【施策の展開】

ア ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

- ・ 長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に沿って早期の適正処理を推進します。
- ・ 届出を行っていない事業者及び現在使用中の事業者を把握するための調査を実施し、説明会、立入検査等により届出、適正保管、処理期限までの適正処理等の指導を行います。
- ・ 保管事業者等に対し、PCB廃棄物の保管及び処理に関する情報提供を行います。

イ 石綿（アスベスト）廃棄物

- ・ 解体現場等へのパトロールを行い、飛散防止措置、他の廃棄物と区分した収集・運搬・積替え・保管等適正処理の指導を徹底します。
- ・ 石綿廃棄物が再生骨材プラント等において破砕されることがないように、対象事業者の施設について、周辺大気中のアスベスト濃度の測定及び建材中のアスベストの含有検査を随時行い、適正処理の指導を徹底します。

2 廃棄物の適正処理基盤の整備

(1) 一般廃棄物処理施設整備

【現状と課題】

- ・ 市町村は、一般廃棄物の処理責任を果たすために、適正処理に必要な施設を整備する必要がありますが、焼却施設や最終処分場に代表される廃棄物処理施設は多額の費用が必要となる上、施設を整備しようとする場所の周辺住民の理解を得ることが大切です。

- ・ 国土強靱化やストックマネジメントの観点から、老朽化した施設の改良による長寿命化を進めていくことも重要です。
- ・ 施設整備にあたっては、市町村等において、施設規模、処理方式、エネルギー回収等多角的な検討が行われています。
- ・ 廃棄物の排出量の削減は、その焼却量や最終処分量の削減につながり、最終処分場の延命化や県内における処理比率の向上が見込まれます。

ア 焼却施設

- ・ 平成 26 年度末現在、県内では 24 か所の焼却施設が稼働しており、そのうち、一般的に広域処理を目的とする大型炉の目安となる 100 トン／日以上処理能力を持つ焼却施設は、全体の約 3 分の 1 となっています。
- ・ 従来から一部の施設においては、ごみ焼却により発生する熱を給湯、融雪又は発電に利用してきましたが、東日本大震災以降、防災拠点の機能を備えた地域のエネルギーセンターとして、焼却施設の役割が見直されています。今後、耐震性、非常用電源による自立稼働といった防災機能の強化、FIT（固定価格買取）制度を利用した売電、周辺施設への電力・熱供給といった地域への還元などが検討されます。
- ・ 稼働から 20 年以上が経過した焼却施設（15 か所、1,509 トン／日）は、更新時期を迎えつつあり、基幹改良工事による施設の長寿命化や新施設の建設の必要があります。

表 5-1-8 県内における焼却施設の熱利用等の状況

区分	熱利用のみ	発電及び熱利用	単純焼却	合計
施設数	13	4	7	24

（一般廃棄物処理事業実態調査）

イ 最終処分場

- ・ 平成 25 年度末現在、県内では市町村等の有する 41 施設の最終処分場が稼働しており、平成 25 年度末の県全体での残余年数は、約 14.4 年となります。

ウ し尿処理施設

- ・ 平成 26 年度末現在、県内では 23 か所のし尿処理施設が稼働しており、そのうち、生ごみや剪定枝などのバイオマス廃棄物を併せて処理・資源化する汚泥再生処理センターが 2 か所あります。
- ・ 公共下水道の普及に伴い、くみ取りし尿の処理量が減少傾向にあり、下水道への投入処理や生ごみとの共同処理方式の検討が必要です。

【施策の展開】

- 一般廃棄物の適正な処理に必要な体制を確保するため、処理施設の更新など市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づく施設整備を支援します。
- 市町村等が導入を検討している一般廃棄物処理施設について、最新の知見、技術動向などの情報収集に努め、これらを市町村等に提供するとともに、施設の処理方式や最終処分場の整備に係る課題については、必要に応じ市町村等と協力して研究します。
- 国の助成制度である循環型社会形成推進交付金等の活用について必要な技術的助言を行います。

(2) 産業廃棄物の適正な処理体制

【現状と課題】

- ・ 委託された産業廃棄物を処理する場合は、県知事等から産業廃棄物処理業の許可を受けることが必要です。また、産業廃棄物処理施設については、施設によっては設置許可を受けることが必要です。
- ・ 平成 26 年度末の産業廃棄物処理業者の許可状況（特別管理産業廃棄物を除く。）は、収集運搬業の許可業者が 3,144 者、処分業の許可業者が中間処理及び最終処分を合わせて 365 者となっています。また、産業廃棄物処理施設の設置状況は、中間処理施設が 498 施設、最終処分場が 26 施設となっています。
- ・ 平成 23 年度に創設された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」により優良産業廃棄物処理業者となると、通常 5 年の産業廃棄物処理業許可の期間が 7 年に延長され、優良マークの印字された許可証が発行されます。

表 5-1-9 産業廃棄物処理業者の許可状況の推移

許 可 区 分		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
収集運搬業		3,926	3,113	3,029	3,067	3,144
	長野県	2,881	2,995	2,936	2,993	3,085
	長野市	1,045	118	93	74	59
収集運搬業（特別管理産業廃棄物）		466	347	342	339	347
	長野県	318	329	329	327	335
	長野市	148	18	13	12	12
処 分 業	（中間処理）	391	382	368	368	349
	長野県	302	299	290	296	280
	長野市	89	83	78	72	69
	（最終処分）	21	21	19	17	16
	長野県	19	19	17	17	16
	長野市	2	2	2	0	0
処分業（特別管理産業廃棄物）		15	16	15	16	12
	長野県	13	14	13	14	10
	長野市	2	2	2	2	2

※ 廃棄物処理法の一部改正により、平成 23 年 4 月 1 日から、長野市内のみで収集運搬業を行う場合又は長野市内で積替保管を行う場合を除き、収集運搬業は長野県知事への許可申請となりました。

（平成 27 年度 資源循環推進課）

表 5-1-10 産業廃棄物処理施設設置状況（長野市許可分を含む。）

区 分		施 設 数				
		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
中間処理	焼却施設	75	70	65	57	57
	破碎施設	411	457	424	396	398
	脱水施設	28	31	30	30	29
	その他の施設	14	14	14	14	14
	計	528	572	533	497	498
最終処分	安定型	26	26	21	20	20
	管理型	6	5	5	4	4
	遮断型	2	2	2	2	2
	計	34	33	28	26	26

※中間処理施設は、許可対象のみ。最終処分場は、許可対象外施設を含む。

（平成 27 年度 資源循環推進課）

表 5-1-11 優良産業廃棄物処理業者認定制度による評価基準適合事業者数の推移

区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
長野県	38	63	107	137
長野市	2	4	7	10

（平成 27 年度 資源循環推進課）

【施策の展開】

- ・ 産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導を行います。
- ・ 優良産業廃棄物処理業者認定制度を通じて、産業廃棄物処理業界全体の優良化を図ります。

(3) 廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の監視

【現状と課題】

- ・ 一定規模以上の廃棄物焼却施設は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、年 1 回以上ダイオキシン類を測定し、県に測定結果を報告することが義務付けられており、県は測定結果を公表することとされています。
- ・ 平成 26 年度においては、報告対象となる焼却施設は 123 施設（長野市を除く。）あり、排出基準を超過した施設に対しては、直ちに稼働を停止させ、改善を指示しています。
- ・ 市町村が設置する一般廃棄物焼却施設では、施設周辺住民への配慮から、ダイオキシン類対策特別措置法で定める排出基準値よりも厳しい規制値を設け

ている場合があります。

- ・ 排出基準を遵守し、状況を把握するため、ダイオキシン類について定期的に測定することが必要です。

【施策の展開】

- ・ 廃棄物焼却施設に対して年1回以上の測定を義務付けているダイオキシン類の測定状況を確認し、その結果を公表します。
- ・ 過去に基準超過のあった焼却施設や近隣から苦情等がある施設を重点的に監視・指導し、必要に応じて排ガス中のダイオキシン類の行政検査を実施して排出基準の遵守状況の把握に努めます。

3 災害等緊急時の適正処理体制の確保

廃棄物の処理は、電気・水道・ガスといったライフラインと同様に、生活に必要不可欠なものであり、廃棄物の処理が止まった場合、街はごみであふれ、生活基盤は麻痺してしまいます。

そのため、一般廃棄物の統括的な処理責任のある市町村と、廃棄物処理業者（一般廃棄物・産業廃棄物を問いません。）は、災害等の緊急事態が発生した場合でも、その処理が継続できるように、準備をしておく必要があります。

地震、台風等の災害は、多くの人的被害や経済的被害をもたらしますが、それと同時に家屋への浸水や建物の倒壊などの被害を引き起こし、結果として倒壊した家屋や破損した家財などが廃棄物として大量に発生します。

【現状と課題】

- ・ 大規模な地震や台風の災害発生時には交通網が麻痺し、廃棄物を処理する際にも平常時の収集・処分を行うことが困難になることが考えられます。特に、平成23年3月に発生した東日本大震災では、地震及び津波の発生により未曾有の量の災害廃棄物が発生し、被災地復興に当たっては、災害廃棄物の処理が大きな課題となりました。
- ・ 環境省から平成26年3月に、津波堆積物の処理方法、災害廃棄物仮置場の管理等の東日本大震災で新たに得られた知見を基に、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うための基本的事項をまとめた「災害廃棄物対策指針」が示されました。
- ・ 県及び市町村は本指針に基づき、地域防災計画と整合をとりながら災害廃棄物処理計画等の策定に努めることとされていますが、災害廃棄物処理計画を策定している市町村は、平成26年度に行った調査によると5団体にとどまっています。

- ・ 市町村は、県内に災害が発生した場合、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、被災市町村に応援を行うこととされています。また、大規模災害を想定し、県外の市町村と災害時応援協定を締結している市町村もあります。
- ・ 大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が排出され、市町村等が手配可能な廃棄物処理業者のみでは十分な処理体制を確保できなくなることが想定されます。このような事態に対応するため、平成 20 年 3 月に、県は（一社）長野県資源循環保全協会及び長野県環境整備事業協同組合との間でそれぞれ協定を締結し、市町村による処理が困難な場合は、両協定締結先の会員及び組合員が被災地へ出動し、災害廃棄物の収集等の協力を得られることとなっています。

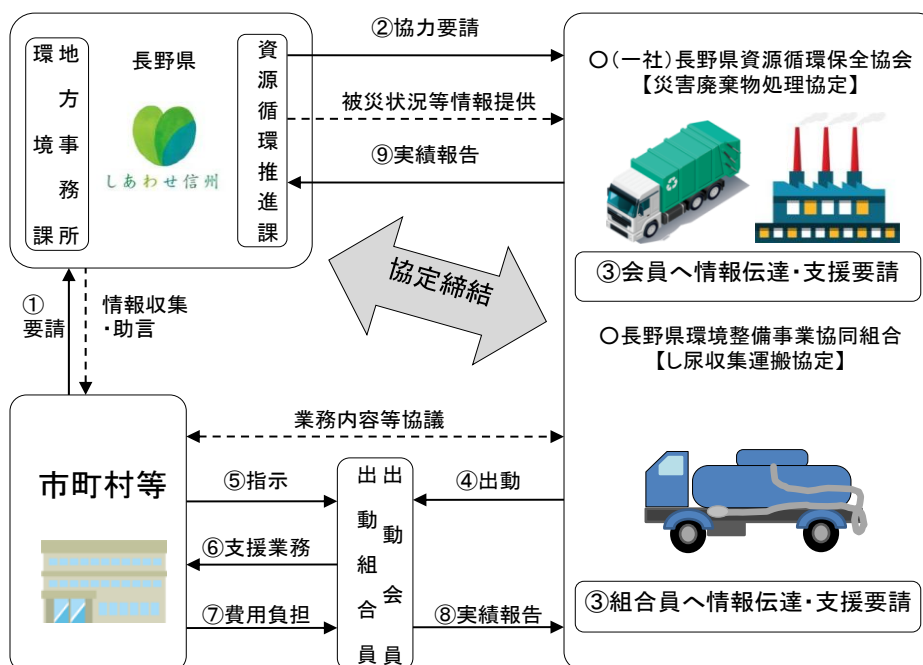
<災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の概要>

災害廃棄物の処理が困難と判断した市町村は、県へ協定に基づく支援を要請します。

県は、市町村の要請内容に応じて、（一社）長野県資源循環保全協会又は長野県環境整備事業協同組合へ協力を要請します。

県から要請を受けた協定締結先は、市町村と連絡を取りながら、その指示のもと、必要な支援活動を開始します。

図 協定実施フロー



【施策の展開】

- ・ 災害廃棄物について、迅速、かつ、適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するため、廃棄物の種類に応じた処分方法、最終処分量削減のための分別、資源化等を含めた災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村における計画策定に向けて技術的助言を行います。
- ・ 市町村は、平時から災害廃棄物の仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生について災害廃棄物処理計画等において定めるなど災害時の想定に努めるものとしします。
- ・ 災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定を実効性のあるものとするために、(一社)長野県資源循環保全協会及び長野県環境整備事業協同組合と連絡を密にし、両団体の会員事業者の収集運搬能力や施設能力の把握に努めます。
- ・ 災害廃棄物の処理に有効な手段とするため、災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の内容や活用方法について市町村へ情報提供を行います。
- ・ 災害発生時において、被災市町村は、人命救助を優先しつつ、市町村の区域内の被害状況、廃棄物処理施設の被災状況及び災害廃棄物発生量を推計するための情報を把握し、県等の外部機関との連絡手段を確保するとともに、連絡窓口を決定するものとしします。
- ・ 災害発生時において、県は、被災市町村と連絡をとり、情報の収集を行い、被災市町村からの支援ニーズ等を把握するとともに、必要に応じ、市町村の区域を超えた広域的な協力体制の確保を図り、周辺市町村、関係省庁、民間事業者等との連絡調整を行える体制づくりに努めます。
- ・ 被災規模が大規模で、県内での災害廃棄物の処理が困難と見込まれる場合は、災害応援協定に基づき、他の都道府県に応援を依頼します。また、被災都道府県から県に要請があった場合には、これに協力します。
- ・ 大規模災害により市町村において災害廃棄物の処理ができない場合には、県が事務委託により、また、要請により、環境大臣が一定の要件のもと災害廃棄物の処理を代行することができます。
- ・ 廃棄物の処理主体となる市町村及び廃棄物処理事業者は、災害時においても事業が実施できるよう「事業継続計画（BCP）」の作成に努めるものとしします。

表 5-1-12 災害廃棄物に関する災害応援協定等

区分	協定締結者	災害時応援協定	廃棄物に係る支援内容
他の都道府県	全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	中部圏知事会（9県1市）	災害応援に関する協定書	特に要請のあった事項
	関東地方知事会（10都県）	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	長野県、新潟県	災害時の相互応援に関する協定	特に要請のあった事項
	長野県、新潟県、山梨県、静岡県	中央日本四県災害時の相互応援等に関する協定	物資・資機材・人員等の提供
県内関係団体	県（環境部）、（一社）長野県資源循環保全協会	災害時等の災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の収集運搬・処分
	県（環境部）、長野県環境整備事業協同組合	災害時等のし尿等の収集運搬に関する協定	し尿等の収集運搬
	県（危機管理部）、長野県建設機械リース業協会	災害時における災害応急資機材のリースに関する協定	仮設トイレの提供

<<県民の皆様には：～適正処理～>>

- ・ 無許可の無料回収業者に、不用な家電等は出さないようにしましょう。
- ・ 事業者が行う事業計画協議に係る地元住民向けの説明会等については、できるだけ参加して、不安なことや疑問なことを確認しましょう。
- ・ PCB廃棄物を保管している場合には、届出を行うとともに、早期に、かつ、適正に処理をしましょう。

